

## 【 資 格 課 程 】

◎教職課程・・・P. 87

◎司書課程・・・P. 101

◎資格課程の履修について・・・P. 105

◎社会福祉主事任用資格科目・・・P. 107

●資格課程 Q & A

●資格課程履修届・取消届

# ＜教職課程＞

## 1. 教職への道を選ぶにあたって

### 教職とは

教育職員とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師のことです。教職とは、これらの学校において、幼児、児童、生徒に対し、組織的・計画的・継続的に教育を行う職業です。

教育基本法第1条には、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と、教育の目的が示されています。したがって、児童、生徒等の人格の育成にかかわる教員には、人間の成長発達についての深く正しい理解、教育内容・方法に関する専門的な知識・技能、そして、それらを教育成果として実を結ばせる実践的な指導力が必要です。

### 教職に就くということ

教職に就くということは、一人一人の児童、生徒等の将来と、21世紀の世界を担う人材の育成という、大変に責任の重い仕事に携わるということです。やりがいがあります。それだけに、決して生半可な気持ちで目指すべき道ではないことを、肝に銘じておかなければなりません。

### 教員の職務

教員の職務には具体的にどのようなものがあるのでしょうか。主なものとして、教科指導、道徳指導、特別活動（学級活動、学校行事、生徒会活動）の指導、総合的な学習の時間の指導、生徒指導、進路指導、部活動指導、学級・学年事務、校務分掌（教務部、生徒指導部、進路指導部、保健部等）、保護者や地域住民との連携、小・中・高の連携、そして自らの資質・能力を高めるための研修などが挙げられます。

### 教職は専門職

教員の職務は、そのどれ一つが欠けても学校教育が成り立たない、きわめて重要なものです。教員の高度な専門的知識や経験があつてこそ、これらの職務は適切に遂行できるのです。この意味で、教職は専門職なのです。

## 2. 昭和音楽大学短期大学部教職課程が目指すもの

昭和音楽大学短期大学部では、教職課程教育の目的を、「教育者として必要な幅広い知識と教科の専門性を身につけ、学校教育の多様な場面での指導に対応できる実践的な力量をつける」こととしています。

この目的を具体化するために、次の3点の目標を設定しています。

- ① 2年次の教育実習を充実したものにする。
- ② 学校教育の指導者として必要な、専門以外の幅広い知識と教養を身に付けさせる。
- ③ 専門科目の指導能力を向上させる。

この目標にそって、2年間の教職科目を系統的に編成しています。各授業は、模擬授業、ディスカッション等の実践的で双方向的な授業内容・展開を多く取り入れ、内容の充実を図っています。

### 3. 取得免許状の種類

#### 1) 教育職員免許状について

教職に就く、つまり幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教員になるためには、免許状の取得が必要です。法律ではこの免許状を「教育職員免許状」と呼びます。これらを取得するための課程が、教職課程です。期日までに「教職課程履修届」を出し、期日までに履修費を納め、教職課程履修登録をした学生が履修できます。

#### 2) 本学で取得できる教育職員免許状

##### 中学（音楽）免許状

教育職員免許状にはいくつもの種類がありますが、そのうち本学で取得できるものは、中学校の教員になるための免許状です。

本学で取得できる教員免許

学 科	教員免許状の種類	教 科
音楽科	中学校教諭二種免許状	音 楽

#### ※介護等体験の実施

平成10年4月入学者より、施行された介護等体験特例法に基づき、小学校及び中学校教員免許取得希望者は、特別支援学校（旧盲学校、旧聾学校、旧養護学校）及び社会福祉施設において、7日間の介護等の体験を行い、その実施証明書を免許状申請の際に添付することが義務づけられています。4月初旬にオリエンテーション期間内においてガイダンスをおこないますので、必ず出席して下さい。

※介護等体験は授業科目外のため、課程費とは別途、各都道府県社会福祉協議会に体験費用を支払います。

#### 4. 教育職員免許状を取得するには

教育職員免許状を取得するためには、「短期大学士の学位を有すること」が基礎資格として必要です。  
 その上で取得に必要な科目として、以下の4つの科目群を、定められた単位以上に修得する必要があります。  
 法律で定める科目及び単位数

	科目群	備考
① 教職に関する科目	教育職員免許法第5条別表第1および同法施行規則第6条に基づいて開設されている科目です。本学では29単位を修得することが定められています。	<u>全コース共通科目です。</u> 学科・コースの「履修単位数の上限」には*原則含まれません。 ※「教育心理学」のみ含まれます
② 教科に関する科目	音楽科の教育職員免許状取得に必要な科目であり、次に掲げる区分についての内容を、それぞれ1単位以上10単位を修得することが定められています。 ・ソルフェージュ ・声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。) ・器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。) ・指揮法 ・音楽理論、作曲法(編曲法を含む。)及び音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	<u>各コースにより異なります</u> 「履修単位数の上限」に含まれます。 21～65ページの各コースカリキュラムの教職課程関係科目のページを確認してください。
③ 教科または教職に関する科目	音楽科の教育職員免許状取得に必要な科目です。中学校教諭二種免許状には4単位以上の修得が必要です	<u>各コースにより異なります</u> 「履修単位数の上限」に含まれます。 21～65ページの各コースカリキュラムの教職課程関係科目のページを確認してください。
④ 免許状取得に必要な科目	教育職員免許法施行規則第66条の6に定められた科目です。 ・日本国憲法 2単位 ・体育理論 2単位 ・体育実技 1単位 ・情報機器演習 2単位以上 ・外国語 2単位以上	<u>全コース共通科目です。</u> 「履修単位数の上限」に含まれます。 21～65ページの各コースカリキュラムの教職課程関係科目のページを確認してください。

# 重要!



教育職員免許状取得のために  
必要な科目を整理しましょう!!

## ① 教職に関する科目について

全コース共通科目となるため、次のページの科目を確認してください。

## ② 教科に関する科目 および ③ 教科または教職に関する科目について

音楽の教員になるうえで、修得しなければならない科目です。文部科学省により認定された科目が各コースで異なります。

21～65 ページの各コースカリキュラムの教職課程関係科目で必要科目を確認のうえ、履修をするようにしてください。

## ④ 免許状取得に必要な科目について

教育職員免許状を希望する全ての学生が修得しなければならない科目です。

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 で定められている次の科目は全コース共通のため、必ず履修をしてください。

- ・ 日本国憲法 【2 単位】
- ・ 体育理論 【2 単位】
- ・ 体育実技 【1 単位】
- ・ 情報機器演習 【2 単位以上】※基礎、応用 I、応用 II は問いません
- ・ 外国語 【2 単位以上】※英語、イタリア語、フランス語、ドイツ語の種別は問いません。

## 教職に関する科目

教育職員免許状を希望する全ての学生が修得しなければならない科目です。

次の表に規定する科目は全コース共通のため、必ず修得をしてください。

	1年			2年		
	科目名	単位	注意	科目名	単位	注意
必修	教育原理	2※	A	教職論	2※	B
	教育心理学	2※		教育相談法	2※	
	教育制度論	2※		教育実習	5	
	教科教育法(音楽)	4		教職実践演習(中)	2※	
	学習指導論	2※				
	生徒指導・進路指導論	2★				
	道徳指導法	2※				
	特別活動指導法	1★				
	教育課程編成論	1★				

◎単位に※印がついている科目は半期（前期または後期）のみで履修が終わる科目、★印がついている科目は集中講義科目

A 「教育心理学」は、卒業要件（62単位）に含まれる。（学年ごとの履修単位上限に含む）

B 「教育実習」は中学校で3週間以上の実習が必要。



①教職に関する科目の履修は、巻末にある「教職課程履修届」を提出しない限り、履修登録ができません。  
教育職員免許状に必ず必要な科目のため、教職課程の履修希望者は、必ず履修届を提出し、上記科目を登録して下さい。

教育職員免許法及び同施行規則に定められた科目名と、本学で開講されている科目名の関係は次表のようになっています。

免許法施行規則に定める科目区分等		対応する本学の科目				備考
科目	各科目に定める必要事項	授業科目	単位数	計	履修年次	
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保証等を含む) ・進路選択に資する各種の機会の提供等	教職論	2	2	2年	
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	6	1年	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む)	教育心理学	2		1年	
	・教育に関する社会的、制度的または経営的事項	教育制度論	2		1年	
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	教育課程編成論	1	10	1年	
	・各教科の指導法	教科教育法(音楽)	4		1年	
	・道徳の指導法	道徳指導法	2		1年	
	・特別活動の指導法	特別活動指導法	1		1年	
	・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む)	学習指導論	2		1年	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導論	2	2	1年	
	・進路指導の理論及び方法					
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む)の理論及び方法	教育相談法	2	2	2年	
教育実習		教育実習	5	5	2年	事前事後指導を含む
教職実践演習		教職実践演習(中)	2	2	2年	
合 計			29 単位			

## 5. 教職課程の履修について

1年次に教職課程科目の「※教育原理」「※教育心理学」「教科教育法（音楽）」「生徒指導・進路指導論」「学習指導論」の5科目のうち、1科目でも修得できなかった時点で教育実習に行くことはできません。

**特に※の科目は半期科目であり、1年次の成績で判定することとなります**ので注意してください。

## 6. 教育実習のための要件

2年次に教育実習を行うには、次の要件を満たしている必要があります。

### I 次の条件を満たしていること

- ア. ①教職に関する科目の「教育原理」「教育心理学」「教科教育法（音楽）」「生徒指導・進路指導論」「学習指導論」の5科目を修得していること。
- イ. ④免許取得に必要な科目の「日本国憲法」「体育理論」「体育実技」「情報機器演習」及び「外国語（コミュニケーションを含む）」の中から4単位以上修得していること。
- ウ. ②教科に関する科目のうち、10単位以上修得していること。

### II 本学で行う教育実習事前指導Ⅰ・Ⅱに出席したものであること。

### III 「教育実習」を履修する年度末に卒業見込みであり、かつ教育職員免許状取得見込みであること。

### IV 原則として2年次に教員採用試験を受験する者。

### V 「聴音・視唱ソルフェージュ①」を修得していること。ソルフェージュ斉試験の結果、基本ソルフェージュに指定された学生の場合、指定された「基本ソルフェージュ①」と、指定された「聴音・視唱ソルフェージュ①」**共に修得**していること。

※「鍵盤ソルフェージュ①」の修得は望ましい。

### VI 「ピアノⅡ①」「声楽Ⅱ①」を修得していること。

## 7. 教育実習校の決定について

2年次に教育実習を行うにあたって、教育実習のための要件を満たし、教育実習校への実習依頼を1年次に行う必要があります。教育実習校の選定は本人が実習の前年度までに行います。

### ①【依頼】：実習校へ受入を依頼し、訪問し、内諾を得る。（4月下旬～8月下旬）

※依頼の仕方（都道府県市町村によって依頼方法が異なる場合があるので注意してください）

1. 実習希望校に電話をして、来年度教育実習を行いたい旨を伝える。副校長、教頭、教務主任、又は教育実習担当の先生にお願いいただき、現在、昭和音楽大学短期大学部1年であること、音楽科の教育実習をさせていただきたいこと等を伝える。**※必ず3週間以上の実習となるよう依頼して下さい**
2. 実習希望校に受入内諾依頼をするため、訪問する日時を決める。その際、口頭にて、おおよその受入可否の内諾をもらっておく。
3. 訪問日が決定したら教務課へ報告し、「教育実習受入内諾依頼書」他の作成を申し出る。作成には約1週間を要するので早めに申し出ること。
4. 「教育実習受入内諾書」他を受け取り、訪問日に実習校へ持参し、依頼する。
5. 希望の中学校の引受けが不可の場合の対応は、以下のように迅速に行う必要がある。
  - ア. 希望校の副校長、教育実習担当教諭にお願いし、他の学校を紹介していただく。
  - イ. 自宅等から通う上で実習可能な範囲にある学校に直接連絡して依頼する。
  - ウ. 以上の方法で、7月下旬までには各自で実習校を決定するように努める。それでも決まらない場合には、直ちに学務部教務課に連絡し、教職課程教員に相談する。

※東京都の公立中学校、横浜市立中学校での教育実習を希望する者は、教育委員会の申し入れにより、大学を通じての申込みが必要なため、各ガイダンスに必ず参加すること。



②【内諾決定】：内諾が決定する。(5月下旬～12月下旬)

1. 実習希望校を訪問し、「教育実習受入内諾書」他を提出する。
2. 内諾書は必要事項を記入して、同封の返信用封筒にて大学へ返送してもらうよう伝える。  
その場ですぐ記入してもらえた場合は、学生が預かり、教務課へ提出する。
3. 受入可となった場合でも「受入について特別な条件がある」場合があるので、必ず確認をすること。  
例えば、「教育委員会にも書類を提出する必要がある」、「本学教員が実習中に実習校を訪問すること」等の条件がある。
4. 実習希望校から本学に内諾書が届いたものは、後期「教科教育法(音楽)」授業内にてコピーを配付する。実習希望校から連絡がない場合は、学生にその旨を伝えるので、学生が再度実習校へ連絡する。

③【受入承認】：本学より、実習校への受入の最終確認をする。(3月中旬)

内諾を得た学生の実習校に対し、本学より最終確認のための「受入承認願」を郵送。結果を学生に報告する。これによって正式に実習が決定する。その後の手続きについては2年次の「教育実習」の授業内で説明をする。

1) 教育実習事前事後指導について

文部科学省で定められているとおり、教育実習事前事後指導を行っています。これは「教育実習」の科目修得に必要な授業のため、必ず出席をしてください。

2) 「理由のある欠席」について

教育実習と授業が重なった場合、定められた手続きをすれば、欠席した授業は「理由のある欠席」扱いになります。その間も授業は進行しています。休んだ授業内容を自主的に補う必要があります。

3) 「教育実習」及び「教職実践演習」について

1) で述べているとおり、「教育実習」においては、実習だけが内容の全てではありません。他に事前指導と事後指導の修得がなければ「教育実習」の科目を修得することができません。

また、「教職実践演習(中)」は、教育実習を行う最後の学年の科目として設定が義務づけられています。教職課程の今までの科目履修や課程外での様々な活動を通じて、学生が身に付けた資質能力が、教員として最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて、課程認定をする本学が自らの養成する教員像や到達目標等に照らして最終的に確認するものであり、いわば全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」として位置づけられるものです。この科目の履修を通じて、将来教員になる上で、自己にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能等を補うことで教員としての資質の向上をはかることが期待されます。まず、毎回の授業に休まず出席をして、学修を重ねてください。毎時間のレポート課題に真摯に向き合い、「教職カルテ」を使って厳しく自己評価を行いその都度研鑽を積み自己の教職を目指す上での課題の把握に努めてください。

## 8. 教育実習にむけて

### 1) 教育実習の目的

教育実習とは、短大における教養を深める教育、専門教育及び教職についての教育の成果を、参加・参観・実習の3つの形態を通して、学校教育の現場で具体的に実践することです。その意味で、教育実習はこれまでに大学で学んだことの「総まとめ」といえます。

このように、教育実習の目的は、短大で学んだすべての知識・技能を生かし、実際の教育現場において教育活動の実践を通して教員としての資質・能力を身に付けることです。

教育実習で学ぶことは、以下の5点にまとめられます。

- ① 短大で身に付けた知識・技能が学校教育の現場でどのように活用できるのかを確認するとともに、一層の資質向上に向けての課題を明らかにする。
- ② 学校現場における様々な教育活動を直接的に経験することにより、教育活動の全般的な内容に対する理解を深める。
- ③ 教科指導の実践や参加、参観を通して、学習指導の研究を深める。
- ④ 学級指導、道徳指導、生活指導等の実践や参加、参観を通して、生徒の生活や学習の実態、心理や行動等について理解を深める。
- ⑤ 教職員との協働を通して、学校組織の仕組みや教員の職務について理解する。

### 2) 教育実習への心構え

教育実習では、それまでに学んだ専攻科目、教職科目等のあらゆる知識や技能を結集させ、中学校や高等学校などの学校教育の現場で実践的・具体的に学んでいきます。3週間以上の教育実習期間において、教育活動の様々な内容に接し、体験を通じて教員としての資質や能力を磨くものです。

実習期間中の教育実習生の指導は、実習校及び教員が自らの教育実践のための貴重な時間を割いて行ってくれているということを、決して忘れてはいけません。将来の同僚として迎え入れようと、援助して下さるのです。期待に応えなくてはなりません。

生徒の側からみれば、二度と戻らない学校生活を、教育実習生にゆだねているのです。生徒と向き合う一瞬一瞬を無駄にしないという強い気持ちで臨んでください。

教育実習は大学における学修とは異なり、学校という教育活動の最前線で行う学修です。現場のプロの教員が、日々生徒たちと向き合い、格闘し、彼らの人間的成長を願う真剣勝負の場であることをしっかりと胸に刻み、謙虚にしかも全力で取り組むことを強く望みます。

教育実習の詳細な準備及び注意事項は、2年次の「教育実習」の第1回に配付する『教育実習の手引き』にまとめてあります。

## 9. 教職課程履修にあたっての心構え

### ▷いつの時代にも教師に求められる資質能力

教育基本法第1条で、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と教育の目的を明示しています。

この目的を実現する教師になるために、「いつの時代にも求められる資質能力」として、以下があげられます。

- 教育者としての使命感
- 人間の成長・発達についての深い理解
- 幼児・児童・生徒に対する教育的愛情
- 教科等に関する専門的知識
- 広く豊かな教養

### ▷今後特に求められる資質能力

少子高齢化、グローバル化など多様化する現代社会のなかで、現在の学校教育を担う教師になるために、「今後特に求められる資質能力」として、

- ① 地球的視野に立って行動するための資質能力
  - ・地球、国家、人間等に関する適切な理解
  - ・豊かな人間性
  - ・国際社会で必要とされる基本的な資質能力
- ② 変化の時代を生きる社会人に求められる能力
  - ・課題探求能力に関するもの
  - ・人間関係にかかわる資質能力
  - ・社会の変化に適応するための知識及び技能
- ③ 教員の職務から必然的に求められる資質能力
  - ・幼児・児童・生徒や教育の在り方についての適切な理解
  - ・教職に対する愛着、誇り、一体感
  - ・教科指導、生徒指導のための知識、技能及び態度

### ▷教師として不可欠な資質能力

こうした資質能力に加え、「魅力ある優れた教師」として強く求められているのが、次の3点です。

- 教師の仕事に対する強い情熱  
教師の仕事に対する使命感や誇り、子どもに対する愛情や責任感など
- 教育の専門家としての確かな力量  
音楽科教諭として必要な音楽的能力  
子どもの理解力、児童・生徒指導力、集団指導の力、学級づくりの力など
- 総合的な人間力  
豊かな人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法をはじめ対人関係能力など

## ▶教育職員免許法の改正にともなう教職科目の増加

これらの資質をもった教員を養成するために、平成10（1998）年に教育職員免許法が改正され、教職に関する科目の必修単位が大幅に増加しました。中学校教諭二種免許状の場合、以前の15単位から26単位へと大幅に増加しました。

短大の卒業に必要な単位数は62単位ですから、教職課程を履修するということは、卒業に必要な単位数をさらに42%も多く修得するということです。ある意味では、短大のほぼ1年分を多く学修するということになります。それだけに、教職課程における学修には、大変な努力が必要なのです。

## ▶教育職員免許状更新制の導入

さらに、平成19（2007）年に教育職員免許法が改正され、教育職員免許状更新制が導入されました。教員免許が10年の期限付き免許に変更され、期限ごとに更新講習を受けなければ失効することになりました。

教師は、つねに研究と修養に努め、自らを高めることによって、生き生きとした教育実践ができるのであり、そうしてはじめて生徒の人格の完成に寄与できるのです。

## ▶履修にあたって皆さんに求めること

単位数の増加や介護等体験も加わった現在の教職課程は、「教員にはなりたくないけれど、免許を取っておけば役に立つかもしれない」という程度の気持ちでは、免許状取得はとても難しいのです。このことを十分に認識してください。

「教職課程を履修する」ということは、あなたがあなた自身の「進路を選択する」ということなのです。

これから教職課程を選択し履修するみなさんは、次のことに留意してください。

- ① 専攻の学修や音楽活動等を優先して追求したい場合、その上さらに教職課程をとることは、授業外の学修等に無理が生じる可能性があります。相当の負担があることを十分認識してください。
- ② 文部科学省は、教職課程の単位認定を厳正にするように求めています。授業は、出席することを前提としています。教職科目の各教員が求めている目標及び評価方法を理解し、意欲的に取り組んでください。
- ③ たとえ教育実習校が決まっても、事前に定められた単位が修得できていなければ教育実習を行うことができません。直前になってキャンセルすると、実習予定校には多大な迷惑をかけることになります。こうしたことがないように、確実に学修してください。

自分自身の将来の進路をしっかりと見据え、自覚を持って選択し、教育職員免許状取得に向けて努力してください。

## 10. 大学に編入学して教職課程を履修する場合の単位の認定

編入後の大学が、本学で修得した単位についてその科目名や内容、単位数等を検討しその大学の科目と認定すれば、その科目は既に修得したことになります。編入後に、中学校教諭一種免許状及び高等学校一種免許状を取得しようとするときは、その大学の教職科目の規定に従って認定されなかった科目のみを履修すれば、教職課程を引き続き履修できます。

昭和音楽大学に編入する場合、昭和音楽大学の教職課程は、中学校教諭一種免許状及び高等学校一種免許状取得では33単位、高等学校一種免許状のみ取得で29単位が必要です。短大で教職課程をまったく履修せずに編入すると、編入後の2年間では教員免許が取得できません。編入を希望しかつ教員免許を取得したい場合、短大在学中に教職課程を履修し単位を修得していると編入後の教職課程履修の負担が軽くなります。平成23年度入学生から、短大時に中学校二種免許状を取得した場合、昭和音楽大学に編入し、免許法上必要な全ての単位を修得した場合は、大学4年次に教育実習に行くことなしに、中学校一種免許状を取得できます。自分の将来をよく考えて履修計画を立ててください。高校一種免許状を取得する場合は再度教育実習に行く必要があります。

## 1 1. 介護等体験について

### 1) 介護等体験とは

平成9(1997)年6月に成立した法律、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例に関する法律(介護等体験特例法)第2条第1項に基づいて行う体験です。社会福祉施設で5日間、特別支援学校で2日間、計7日間以上の介護等体験を行います。

- ・主な社会福祉施設(5日間) 高齢者関係施設:特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンター等  
心身障害者関係施設:身体障害者更正施設・知的障害者授産施設等  
児童関係施設:児童養護施設・肢体不自由児施設等
- ・主な特別支援学校(2日間) 旧養護学校・旧聾学校・旧盲学校(本学は旧養護学校で実施)

### 2) 体験する地域及び日程

#### ▷社会福祉施設での介護等体験

神奈川、東京、千葉、埼玉のいずれかで行います。どちらにするかは、本人の希望によります。日程については希望をとりますが、最終的には施設側が決定するため、希望とは異なって体験日が授業期間になることもあります。

#### ▷特別支援学校での介護等体験

全員、神奈川県内の特別支援学校で行います。日程については、特別支援学校が決定します。2日間連続の場合もあれば、かなり離れた2日間が指定されることもあります。

#### 「理由のある欠席」について

介護等体験と授業が重なった場合、定められた手続きをすれば欠席した授業は「理由のある欠席」となります。その間も授業は進行していますので、休んだ部分を自主的に補う努力が必要です。

### 3) 対象学年

短期大学部生は、1年次に社会福祉施設での介護等体験(5日間)、2年次に特別支援学校での介護等体験(2日間)を実施していただきます。

### 4) 介護等体験が免除される場合

以下に相当する場合は、証明書類を提出すれば、介護等体験を本学で実施しなくても教員免許状の申請が可能です。

- ・既に他大学等において、介護等体験を実施しており証明書を持っている場合
- ・小・中学校の教員免許状を取得している場合
- ・保健師、看護師、社会福祉士等の免許状を取得している場合
- ・障害者手帳に障害の程度が1~6級であると記されている場合

### 5) 介護等体験の手続方法

- ① 1年次4月のオリエンテーション期間中に行われる「介護等体験オリエンテーション」に必ず出席すること。そこで、「介護等体験個人調書・希望調査票」に必要事項を記入し提出。
- ② 定められた日時までに、「介護等体験申込書兼誓約書」に必要事項を記入し提出。(締切日時厳守)  
提出の際、体験費用が必要となります。申込と同時に支払をします。金額は次の通り。

社会福祉施設(5日間)	都道府県が定める費用(概ね7,500円~12,000円)
特別支援学校(2日間)	費用なし

※一旦納入した介護等体験費用は当該の社会福祉協議会に納入されるため、返金は一切できません。

※特別支援学校は、学校により給食費がかかる場合があります。

※体験中の保険については、本学の学生は全員一括して加入しています。補償内容については「学研災付帯賠償責任保険」Bコースになります。

## 6) ガイダンス

介護等体験を実施するにあたり、4月、5月にガイダンスを実施します。

社会福祉施設や特別支援学校についての解説や介護等体験の日程、体験内容、注意事項などを説明、介護等体験の交流などを行います。重要なガイダンスなので、必ず出席してください。詳細な日程・場所については掲示で行いますので、各自が確認してください。

## 7) 介護等体験の申し込みについて

介護等体験の申し込みをした学生は、原則として、必ず介護等体験を実施しなければなりません。

社会福祉施設や特別支援学校は、あなたの申し込みを受けてあなたの介護等体験を引き受けてくださったのです。あなたに充実した介護等体験をしてもらおうと、日常業務に加えて受け入れ準備を進め、あなた（介護等体験実習生）を待っているのです。よい教師になってもらいたいと願って、支援してくださっているのです。このことを十分認識して下さい。

## 12. 卒業後の小学校教員免許状取得について

卒業後に小学校免許を取得するには、小学校免許を取得できる教職課程がある他の大学あるいは短大に入学（または編入学）することが必要です。通信教育を設置している大学に在籍することにより、仕事をしながら所定の単位を修得し、免許を取得することも可能です。大学により様々な教育課程を編成しているので、早めに各大学に問い合わせ、確認してから準備を進めることが必要です。

また、国の制度として「教員資格認定試験制度」があります。この小学校教員資格認定試験を受験し合格すると、小学校教諭二種免許状が取得できます。受験の条件は、「大学（短期大学を含む）に2年以上在学し、かつ62単位以上を修得」していれば可能です。文科省のホームページに案内が掲載されているので自ら確かめてください。

### 13. 教職に就くために、在学中にできる様々な学び

#### 1) 教育委員会の「ティーチャーズカレッジ」「教師塾」等への参加

現在、全国各地の教育委員会が大学の教職課程で学び教職を目指す学生を対象に、教師としての実践的な力をつける講座を開いています。その地域の教育施策や教育課題、コミュニケーション能力の向上、実際の学校現場で必要な授業づくりや学級づくりの考え方や方法を教え、採用試験に合格したらすぐに現場で教育実践できる力を持った教師として活躍してもらおうとしています。

たとえば神奈川県では、平成20年度から神奈川県立総合教育センター（小田急線善行駅下車8分）で「ティーチャーズカレッジ」を実施しています。平成23年度からは、このカレッジに「チャレンジコース」が新設されました。小学校または特別支援学校教員志望者対象ですが、一定の条件を満たしてチャレンジコース修了証を取得すると、次年度の神奈川県が実施する採用試験の第1次試験のうち、一般教養・教職専門試験を免除する特別選考の対象となります。もちろん、養護教諭を含む全校種志望者を対象とした一部試験免除の特典がない「オープンコース」も開講しています。半年間、隔週土曜日の午後の講義だけでなく、実際に先生に密着して教員の仕事全般を体験したり、授業を「アシスト」する等の実践的なプログラムを含んでいます。真剣に教職を目指す学生は、自分の通える地域の教育委員会のホームページを検索し、こうした情報を早くから得て準備し参加することが大切です。あなたの目標実現はより近くなるはずです。

#### 2) 教育ボランティアとして学校現場に参加する

平成20年3月に文部科学省が「教育サポーター制度」を導入してから、全国で、教育委員会の方針のもとで大学生が学校教育に様々な形のボランティアとして参加する活動が大きく展開しています。

たとえば、神奈川県では小学生の「スクールライフサポーター」、川崎市では学習支援活動への参加、横浜市では「アシスタントティーチャー」があります。名称も違えば、活動内容も様々、交通費が支給されるものもあればボランティアなのですからすべて自費というところもあります。申し込み時期や募集人数も様々です。

現在の学校や生徒を知りたい、本当に自分は教職に向いているのか、将来教職に就くまでにどんな力が必要なのか等を考えているのなら、早めに教育委員会のホームページを検索し情報を得て、一歩前に踏み出しましょう。

#### 3) 教職対策講座の参加

本学キャリア支援センター主催の「教員採用試験対策講座」に早い学年から参加しましょう。採用試験の勉強は受験勉強です。ポイントを的確にとらえて勉強することも必要です。

#### 4) 大学の授業のフル活用

本学には「学修さぼ一と」制度がありますので活用して下さい。様々な質問や小論文の書き方等も、この制度を有効に利用しましょう。さらに、苦手な分野の実技練習は毎日欠かさずレッスンに臨む、毎回の授業に自分の問題意識を持って臨み必ず質問をする、宿題や課題は自分の実力をつけるための機会だと意識して取り組む等々をすれば、相当な力がつくはずで、教職課程では火曜日の昼休みを中心に行っています。社会そして世界の現状についていつも関心を持ってください。様々な家庭で育っている子どもたちを相手にするのが教師なのです。多様な領域の授業を履修して、広い視野を育ててください。

# ＜司書課程＞

## 1. 司書課程を選ぶにあたって

### 司書とは（司書の仕事）

司書とは、都道府県立や市町村立の公共図書館で働く専門的職員のことです。その資格は、「図書館法」で定められた国家資格で、大学や短期大学で開設されている「図書館に関する科目」を履修することによって取得することができます。司書は、公共図書館だけでなく、大学図書館や専門図書館等で、専門的な業務を行うことができます。

図書館の基本的な役割は、図書・雑誌・視聴覚資料などのさまざまな出版物を収集・保存し、利用者に提供することです。さらに近年は、インターネット等の電子情報へのアクセス手段を提供し、また自ら電子情報を作成・発信するという新たな役割も加わりました。これらの役割を果たすため、司書は多様な情報を体系的に整理・蓄積して利用者に提供します。図書館法第2条では、(公共)図書館の目的として、①教養、②調査研究、③レクリエーションの3つを挙げています。これらの目的を達成するために、第3条では図書館奉仕の具体的内容を9つ挙げています。そのなかに「図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。」という項目があります。また図書館員としての倫理を設定した「図書館員の倫理綱領」には、「図書館員が専門性の要求をみたすためには、(1)利用者を知り、(2)資料を知り、(3)利用者と資料を結びつけるための資料の適切な組織化と提供の知識・技術を究明しなければならない。」とあります。司書は図書館の目的を達成するために、自分の図書館の資料について十分な知識を持ち、利用者が何を要求しているかを理解し、そして資料と利用者をつなげる手助けをします。生涯学習のニーズが高まっている現在、図書館の果たすべき役割が重要になってきました。そのなかで司書は資料・情報の専門家として、利用者を支援する役割を担っています。

### 司書資格を生かす

司書資格を一番生かすことができる職場は、もちろん図書館ですが、図書館職員(司書)の募集は決して多くはありません。しかし、一般企業・団体の資料室やそれに関連する仕事まで範囲を広げれば、募集の数は増えてきます。さらに、司書課程で学んだ知識・技術は、出版社や書店(楽器店)での仕事に生かすことができます。また、どんな職業であっても、情報を検索・収集して整理する能力は必要です。

一方、高度情報社会においては、日常生活においても、膨大な情報に接することになります。この時、司書課程で学んだ、情報に対処する知識や技能が生かされるはずですよ。

## 2. 音楽司書の養成（本学司書課程の目的）

CDやDVDなどの音楽資料は、現在では公共図書館の重要な分野の1つになっています。しかし、音楽資料を利用者に提供するための技術は、実は従来の司書課程では学ぶことができません。音楽分野を専門とする司書(音楽司書)養成の必要性は取り上げられてきましたが、組織的な養成は行われて来なかったのです。

従来の司書課程に不足していた部分を補うために、音楽を含むいくつかの専門分野の知識と技術をもつ司書を育成することを目指して、2012年度、日本の司書課程は新たな一歩を踏み出しました。それに応えて本学は、音楽単科大学としては国内初の司書課程を開設しました。

本学司書課程では、一般的な司書になる学びに加えて、音楽司書としての基礎を学べるようになっています。従来、音楽資料を扱える司書になるには、音楽大学等で音楽を学び、さらに卒業後に司書課程や司書講習を受講して司書資格を取得するという流れが主なものでした。あるいは、音楽部門のある総合大学で、音楽を学びつつ司書資格を取得することも可能ですが、必ずしも「音楽の学び」と「司書になる学び」が連携しているとはいえません。一方、本学の司書課程には独自科目「音楽図書館サービス特論」があり、この科目では、図書館における音楽資料の種類とその特質、音楽情報サービス、音楽資料の組織化の基本を学びます。

つまり本学の司書課程は、音楽という専門性を備えた司書を育成する、日本でただ1つの司書課程なのです。



### 3. 本学司書課程の科目

以上の目的を実現するために、本学では次のように科目を配置しています。

		1年			2年		
		科目名	単位	注意	科目名	単位	注意
司書	必修	生涯学習概論Ⅰ	2※	A	図書館制度・経営論	2※	
		図書館概論	2※	A	児童サービス論	2※	
		図書館サービス概論	2※		情報資源組織演習Ⅰ	1※	B
		図書館情報技術論	2※		情報資源組織演習Ⅱ	1※	B
		図書館情報資源概論	2※		情報サービス演習Ⅰ	1※	C
		情報サービス論	2※		情報サービス演習Ⅱ	1※	C
		情報資源組織論	2※		音楽図書館サービス特論	1※	
選択必修					図書・図書館史	1※	D
					図書館実習	1※	DEF

◎単位に※が付いている科目は半期(前期または後期)のみで履修が終わる科目

A「生涯学習概論Ⅰ」および「図書館概論」の2科目は、卒業要件(62単位)に含まれる。

B「情報資源組織論」の単位修得していない者は、原則として「情報資源組織演習Ⅰ・Ⅱ」を履修できない。

C「情報サービス論」の単位を修得していない者は、原則として「情報サービス演習Ⅰ・Ⅱ」を履修できない。

D「図書・図書館史」「図書館実習」2科目から1科目以上選択必修

E「図書館実習」は事前事後指導を含んだ集中講義

図書館法施行規則に定められた科目名と本学で開講されている科目名の関係は次に示したとおりです。

図書館法施行規則に定められた科目		対応する本学の科目			
科目	単位数	授業科目	単位数	備考	
必修科目	生涯学習概論	2	生涯学習概論Ⅰ	2	
	図書館概論	2	図書館概論	2	
	図書館制度・経営論	2	図書館制度・経営論	2	
	図書館情報技術論	2	図書館情報技術論	2	
	図書館サービス概論	2	図書館サービス概論	2	
	情報サービス論	2	情報サービス論	2	
	児童サービス論	2	児童サービス論	2	
	情報サービス演習	2	情報サービス演習Ⅰ 情報サービス演習Ⅱ	1 1	
	図書館情報資源概論	2	図書館情報資源概論	2	
	情報資源組織論	2	情報資源組織論	2	
	情報資源組織演習	2	情報資源組織演習Ⅰ 情報資源組織演習Ⅱ	1 1	
		※音楽図書館サービス特論	1	※下記参照	
選択科目	※図書館サービス特論	1		※下記参照	
	図書・図書館史	1	図書・図書館史	1	2科目中1科目以上を選択必修
	図書館実習	1	図書館実習	1	
		15科目 24単位			

※施行規則に選択科目として定められた「図書館サービス特論」は、本学では「音楽図書館サービス論」に該当し、必修科目となりますので

必ず履修をしてください。

#### 4. 履修にあたっての心構え

- 司書という職業はサービス業です。単に本や楽譜が好きというだけではなく、人が好きでないと務まりません。
- 司書の資格を取得するためには、合計 15 科目を履修する必要があります。最後までやり遂げるという強い意志をもって臨んでください。
- クラシック音楽の資料はヨーロッパやアメリカなどの世界各国で出版されています。特に楽譜については、これら外国で出版された資料が受入の中心となりますので、目録のデータ入力ができる程度の外国語の知識が必要です。このことを意識して外国語の勉強をしてください。
- 自分の専攻だけではなく、幅広く音楽の勉強をしてください。
- 本課程で勉強したことを意識して、本学の図書館や公共図書館を利用してください。

#### 5. 図書館実習について

最終学年の選択科目として「図書館実習」があります。履修希望者は前年度に行われるガイダンス(事前指導 I) に必ず出席してください。「図書館実習」は、事前指導、図書館における実習、事後指導で構成されています。それぞれの時期は以下のとおりです(詳しくは掲示を参照)。これらすべてに出席することが単位修得の条件です。

ガイダンス(事前指導 I)	短大 1 年	12 月～ 1 月
事前指導 II	短大 2 年	5 月～ 6 月
図書館における実習	短大 2 年	5 月～12 月
事後指導	短大 2 年	12 月～ 1 月

#### 実習図書館について

実習図書館は公共図書館になります。実習を行うにあたっては、前年度に実習を希望する図書館に実習依頼を行わなければなりません。実習先の決定までの流れは以下のとおりです。

##### ①【電話で訪問日を確定する】(1 年生の 1 月上旬～5 月下旬)

実習を希望する図書館に電話連絡をして、訪問の約束をしてください。

- ・実習希望図書館の候補を立てる(優先順位をつけて、2～3 の候補を挙げる)
- ・希望順に各図書館に連絡を取り、訪問日(承認の依頼をする日)を決定する
  - ア. 電話で、「平成〇〇年度、貴館にて実習を行いたい」旨を伝える
  - イ. 電話で諾否の決定をもらわず、必ず訪問して依頼することを伝え、訪問日を決定する
  - ウ. 「図書館実習承認願」を作成するために、次の事項を確認しておく
    - 住所、電話、担当者名
  - エ. 依頼の掛け持ちはトラブルの元となるので、「1 つ断られたら次」というようにする
  - オ. 実習は受け入れてくださる図書館があって初めて成立するので、可能な限り受入先の都合に合わせ、実習を行うこと
  - カ. 実習先が見つからない場合は、学務部教務課に相談すること

##### ②「図書館実習承認願」の作成依頼

訪問日が決定したら、教務課に、持参用の「図書館実習承認願」作成の依頼をし、作成後受け取ってください。作成には約 1 週間を要するので早めに依頼をするようにしてください。

### ③実習希望図書館を訪問しての依頼

以下に注意して、依頼を行ってください。

- ・訪問日が確定したら、事前に場所や交通機関、所要時間を確認する。
- ・当日は、時間厳守で到着すること。訪問時の服装はスーツ、必ず筆記用具を持参する。
- ・「なぜその図書館を実習先として希望したのか」について文章にまとめ、自分の考えを的確に担当者に伝えられるように準備しておくこと。
- ・訪問時に、以下のことを確認する。
  - ア. 「図書館実習承認願」を提出する（返事は同封した回答書にしてください）
  - イ. 担当者の確認（名刺をいただくのがよい）
  - ウ. 実習承認の返事の時期を聞く
  - エ. 希望図書館が指定する書類や提出物がある場合は、必ず受け取る
  - オ. 実習費等、費用がかかる場合は金額を確認する（実習費は学生負担）
- ・訪問終了後、教務課に、訪問の報告および「図書館実習承認願」の回答がいつごろ届くのかを報告する

### ④「図書館実習承認願」回答の確認（1年生の1月上旬～7月下旬）

実習希望図書館から「図書館実習承認願」の回答（受入の承認、実習日等）が返送されてきましたら、その内容を掲示しますので掲示板に注意してください。

# <資格課程の履修について>

## 1. 履修登録について

教職課程、司書課程では、それぞれ大学卒業要件を満たすと、教育職員免許状、学芸員課程修了証書、司書課程修了証書を取得できます。各課程は、通常の課程（卒業に必要な単位数）に含まれないため、それぞれ「履修届」を提出し、受講料を別に納入する必要があります。

### 1) 「履修届」の提出

教職課程、司書課程の各課程を履修する場合、各課程の「履修届」を、原則オリエンテーション内で行われる資格課程ガイダンスで教務課担当職員に提出します。教職課程のみ提出日が異なります。指定された期日以外の受け付けは、原則として一切行いません。

各課程の履修届用紙は、巻末に綴じ込んでありますので切り離して活用してください。

各課程ともに、1年次から2年次まで系統的にカリキュラムを組んでいます。1年次から履修するのが原則です。

1年、2年と学修を積み重ねて学ぶ意味は、学んだ内容が、あなた自身の中で相互に結びつき関連づけられ熟成し、より深いものになっていくということです。付け焼き刃の学修は、資格は取得しても中身の薄いものになりがちです。履修届を提出し忘れ、2年次から履修せざるを得ないということのないように注意してください。

なお、2年次に以降に履修を始めた場合、卒業までに所定の単位を修得できない可能性が生じます。

## 2) 科目履修登録

『履修要綱』を熟読し、各課程の各年次に必要な科目について履修登録をしてください。

## 3) 課程受講料の納入

各資格課程履修にあたっては、学費とは別に、下記の受講料が必要になります。

	年 額	2 年 間
教職課程	50,000 円	100,000 円
司書課程	60,000 円（登録時のみ）	

「履修届」が受理されると、学費負担者宛に、課程受講料納入案内が送付されます（5月～6月頃）。納入が済むと、登録手続きが完了します。また、期日までに納入が確認できない場合は、単位修得は認められませんので、必ず期日厳守で納入してください。登録すると、「課程履修取消届」がない限り受講の意思があるとみなされます。年度途中で登録を取消した場合、既に納入された受講料は返還されません。

## 2. 資格課程登録を取り消す手続き

各資格課程の履修届を提出した後に、何らかの事情で各資格課程を取消す場合は、巻末の「課程履修取消届」を教務課に提出して下さい。

## 3. 卒業までに課程の単位を修得できなかった場合

卒業までに課程の所定の単位がすべて修得できなかった場合、原則として、「科目等履修生」として未修得の科目について単位を修得すれば、当該の課程を修了することができます。この場合、各課程は、根拠となる法律の改定により、修得すべき科目や単位等に変更が生じ、より多くの単位修得が必要になることもあります。

「科目等履修生」として修得しなければならない可能性が生じたら、ただちに教務課に問い合わせてください。

## 4. 各免許状および修了証書の申請・授与について

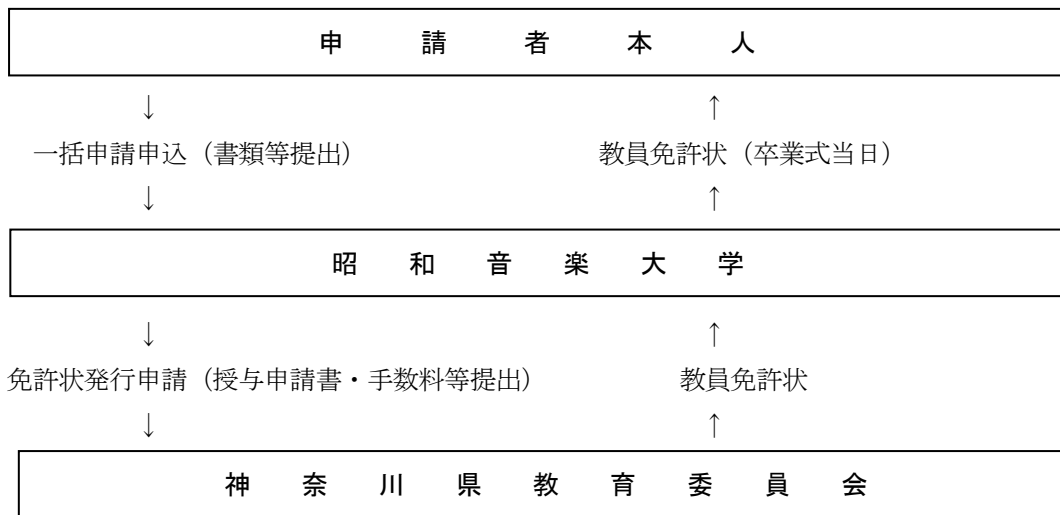
### 1) 教育職員免許状【教職課程】

#### ① 申請方法

教職課程を履修し、卒業するというだけでは教員免許状を手にすることはできません。免許状を手にするには、各都道府県の教育委員会に対して免許状発行の申請をする必要があります。申請には、「一括申請」と「個人申請」の2つの方法があります。

#### 【一括申請】

在学中に手続きを行い、卒業式当日に卒業証書・学位記とともに免許状を授与される。



#### 【個人申請】

卒業後、以下の順に手続きを行うことで免許状が授与される。

- a. 卒業後に居住する都道府県の教育委員会に手続き方法を確認
- b. 昭和音楽大学等に証明書の発行依頼
- c. 卒業後に居住する都道府県の教育委員会に免許状発行申請
- d. 教育委員会より免許状授与

※一括申請は強制ではありません。卒業と同時に教員免許状を取得したい方がのみが申請します。

※個人申請を選択する場合は、卒業後に居住する各都道府県の教育委員会に、各自が申請方法等を問い合わせを行います。

#### ② 一括申請

- ア. 3月に卒業又は修了する予定の者（科目等履修生を含む）で、教育職員免許法第5条別表第1により教育職員普通免許状を申請しようとする者に対し、大学で「一括申請」を行います。4年生及び科目等履修生で教職課程を履修し、その年度に「教育実習」科目を履修している場合は、「教育実習」授業の指定日に一括申請のための手続きを行います。それ以外の科目等履修生、専攻科の学生には別途ガイダンスを行います。
- イ. 教育職員普通免許状一括申請については、神奈川県教育委員会に対し、発行手数料が必要となります。
- ウ. 介護等体験証明書について

一括申請には、介護等体験（福祉施設・旧養護学校）の証明書が必要となります。介護等体験を実施した学生は他の提出物と併せて、コピーではなく原本を提出する必要があります。紛失をしてしまった場合は免許申請ができませんので、介護等体験証明書は厳重に保管してください。

## 2) 司書課程修了証書【司書課程】

図書館法第5条第1号の規定により、本学学芸員課程を履修し所定の単位を修得すると、卒業時に、「司書となる資格に必要な単位を修得したことを証する」修了証書が、卒業証書・学位記とともに授与されます。

## ＜社会福祉主事任用資格科目＞

### 社会福祉主事任用資格とは

「社会福祉主事任用資格」とは、「3科目主事」とも呼ばれており、**指定科目のうち3科目以上単位修得すると任用資格が得られます。**福祉事務所のケースワーカー等に任用される際に要求される資格です。また、福祉施設の生活相談員や、社会福祉協議会、療育センター等に就職する際に求められることがあります。

在学生全員が取得できる資格です。

本学においては、各コース及び教養科目カリキュラムのページの注意欄に「☆」印が付いている以下の5科目が、指定科目にあたるため、3科目以上を単位修得する必要があります。

- ・「社会福祉概論」
- ・「介護概論」
- ・「心理学」
- ・「経済学」
- ・「医学一般」

※社会福祉主事任用資格科目の修得にあたっては、「資格課程履修届」を提出する必要はありません。